# 福祉サービス第三者評価の手法

さくら・ソシアルサービス株式会社(以下「当社」という。)が実施する福祉サービス第三者評価 の手法については以下に定めるとおりとする。

## 1. 評価の内容及び手法等

(1). 評価の具体的方法等

ア 評価の具体的方法 事前説明、自己評価、利用者調査、訪問調査、評価結果

の報告、評価結果の公表、及び推進機構への報告により

行う

イ 使用する評価基準等 推進センターぐんまが定める各施設用の評価基準及び

( 項目を追加して作成した当社所定の評価基準)によ

る

(2). 事前説明の方法等

ア 第三者評価の趣旨説明 当社の指定する場所(原則として群馬県内に限る)にお

いて説明する。

イ 対象事業所の利用者や家族、

職員への周知方法 当社が評価対象事業所に出向いて説明する。

(3). 自己評価及び訪問調査の具体的方法等

ア 自己評価の具体的実施方法 推進センターぐんまが定める当該施設用の評価基準を

使用し、評価対象事業所が当社の指定する期限までに自 己評価を行い、当社に評価結果を報告する方法により行

う。

イ 訪問調査の具体的実施方法 推進センターぐんまが定める当該施設用の評価基準を

使用し、評価調査者3名が、所定の期日に対象事業所を 訪問して、書類確認・聞き取り・施設見学を行い、主と

して自己評価結果を確認をする方法により実施する。

(4). 評価結果の報告の具体的方法等

ア 評価結果の作成 当社は、訪問調査終了後すみやかに所定の方法により評

価調査の合議をもって(評価委員会による審査を経て)

評価結果を作成する。

イ 受審施設への報告・説明 評価対象事業所に対して評価結果報告書を提出するとと

もに、その内容について十分な説明を行う。

ウ 公表同意書への署名 当社は前項ウの説明を行った後、評価対象事業所から公

表同意書への書名(又は記名押印)を得る

## 2.評価の主なスケジュール(予定)

評価の主なスケジュール (予定) は次のとおりとする。ただし、自己評価の結果の回収状況、その他の状況により、評価対象事業所と協議のうえ変更する事がある。

予定期間	内容
1 週間目	契約終結、事前打ち合わせ
2 ~ 4 週目	対象事業所の利用者、家族、職員への説明 ・第三者評価の趣旨の説明 ・調査票の配布、記入方法等の説明
8週目	自己評価結果の回収
1 0 週目	訪問調査実施 利用者のヒアリング
1 2 週目	評価対象事業所への評価結果報告書の提出及び説明
1 6 週目	推進機構への評価結果の報告
6~8 週目	利用者のアンケートの回収 <b>(オプション)</b>

## 3.評価調査者

- (1) 評価にあたっては、3名の評価調査者により評価する。 ただし、状況により 1~2名の補助者を使用することがあるものとする。
- (2) 評価調査者については、契約時点で、評価対処事業所にその氏名及び主な経歴を伝えるものとする。

ただし、やむ得ない事情により契約時点で評価調査者を確定できない時には、調査票の配 布時までには、これを確定し伝えるものとする。

(3) 補助者を使用するときも(2)同様とする。

#### 4. その他(オプション)利用者調査の対象者及び方法等

ア 利用者調査の対象者の選出方法 原則として全数調査とするが、状況により一部選出調査とする場合、評価対象事業所及び当社が協議の上定めた方法により最低一割以上(ただし5名を下回る場合は5名以上)を選出する。

#### イ 利用者アンケートの具体的実施方法

当社所定の様式を、評価対象事業所を通じて対象者に配布し、 対象者が記入後、当社所定の封筒に入れて当社に直接郵送す る方法で行う。

### ウ 利用者ヒアリングの具体的実施方法

訪問調査当日に個室又は区別された場所で評価調査者と1対 1でヒアリングする方法により実施する。 ただし利用者本 人の状況等によりこれによりがたいときは、評価対象事業所 及び当社協議のうえ、定めた方法により実施する。